

答 申 書  
( 答 申 第 264 号 )  
平成 30 年 5 月 10 日

---

1 審査会の結論

学校法人の補助金交付等に係る関係書類に押印された法人代表者の印影について、非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、

1 「私立学校管理運営費補助金交付要綱」に規定する補助金のうち「私立専修学校等管理運営費補助金」により補助金を交付した学校法人「北海道インターナショナルスクール」及び「北海道朝鮮学園」に対する補助金に係る以下の文書。ただし、平成27年度から28年度交付に係る分。

- (1) 上記学校法人が補助金の交付を受けるために必要な北海道に提出した「北海道補助金交付規則」及び「私立学校管理運営費補助金交付要綱」等に規定されている交付申請書、事業等実績書等及びこれらに添付しなければならないとされる必要書類等の文書すべて。
- (2) 上記補助金の交付にあたり北海道が上記学校法人の申請に対して行う、交付の決定通知、補助金額の確定通知等の「北海道補助金交付規則」等に規定されている所定の文書すべて。
- (3) 上記補助金の交付にあたり「北海道補助金交付規則」第11条による状況報告書を上記学校法人に求め又は調査を実施した場合はその内容が記載された文書。
- (4) 上記(1)か(3)の事項を処理するために作成した稟議書。

2 北海道総務部法務・法人局学事課が実施している北海道朝鮮学園、北海道朝鮮初中高級学校に対する実施調査の内容が記載されている報告書等の文書。（平成27年度から28年度に係る分。）ただし、同調査が前記1の(3)の文書と同一であり重複する場合は必要なし。  
である。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して別紙1のとおり対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報又は同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とした情報のうち、2号情報で非開示とした「法人代表者の印影」（以下「本件非開示部分」という。）について処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、条例第10条本文は公文書を原則として開示しなければならないと規定していることに照らすと、2号情報について利益侵害情報として非開示情報にあたるといえるためには、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、情報を開示することにより、当該法人等の権利や、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を侵害するおそれが客観的に認められることが必要である。

また、このおそれが客観的に認められるというためには、利益を害されることが単なる可能性があるというだけでは足りず、利益を害されることの蓋然性が高いことが要求されるというべきである。

イ 請求人は、法人が使用する代表者印は、

- ① 登記などに使う法務局に届け出た「登録印」
- ② 小切手や預貯金の払い出しに使う「銀行印」
- ③ その他の契約、請求書、領収書等に日常的に使用する「副印」

に区別することができ、その印鑑の性質により2号情報に規定する非開示情報に当たるかどうかを判断する必要があるとしている。

その上で、法人のリスク管理の観点からも補助金関係書類に押印しているのは「副印」であると推定するのが妥当であるため、法人の事業運営が不当に損なわれるという蓋然性が高いとまでは言えないとしている。

また、補助金関係書類への印鑑の種類について、実施機関は書類ごとに確認を行い、各種判決を踏まえて、印鑑の種類によっては印影の開示を行うべきであると主張する。

ウ 実施機関は、法人代表者印の印影については、認証的機能を有しており、実社会においても契約等の重要な役割を果たしていることから、一般に公開されることを欲しない情報であって、法人自身が管理し、広く知られる状態に置かれることなく、内部管理上の事項に属する情報としているものであり、これを開示することにより法人の事業運営が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものであるとしている。

エ 実施機関に提出する補助金関係書類の印鑑については、特にその種類は指定されておらず、申請者がその書類の性質を踏まえ、常識の範囲内で代表者としての印鑑を使用するものとしている。

請求人は、補助金関係書類に使用されているのは「副印」と推定されると主張し、さらに実施機関として印鑑の種類の確認が必要であり、その印鑑の種類に応じて開示、非開示を判断すべきとしている。

しかし、一般に法人の印影については印鑑の種類にかかわらず、印影を開示することにより偽造・悪用される可能性が生じるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれる可能性があることは否定できない。

そして、偽造・悪用の危険性が否定できない中で、印影を開示する行為の利益が、法人の利益を侵害する可能性を上回る利益があるとも認められない。

また、請求人は各種判決を引用して、今回の印影の非開示判断の不当性を主張しているが、判決は各印影について、個々に開示・非開示の判断を示し、それぞれの印影の開示が当該法人の利益の侵害とどう関係するかを判断しているため、当該法人に確認するなどして、開示しても問題の無い印影について開示をしているものである。

しかし、行政に対する提出書類一般を考える場合、特に印鑑の指定がないものであれば、それを開示することにより、法人の利益を侵害する可能性が少しでも考えられる場合は非開示とすることが妥当である。

以上のことから、本件処分において2号情報に該当するとして非開示とした情報は、これを開示することにより、競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年1月11日	○ 諮問書の受理（諮問番号 570） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書一部開示決定通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し、(8)口頭意見陳述聴取結果記録書及び資料、(9)対象公文書の写し）の提出
平成30年1月15日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成30年1月25日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成30年2月5日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年3月12日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成30年4月26日 （第94回審査会）	○ 答申案審議
平成30年5月10日	○ 答申

別紙 1

- (1) 決定書「平成27年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」  
(平成28年3月31日付け決定学事第1725号)
- (2) 補助指令文(平成28年3月31日付け学事第1725号指令)
- (3) 決定書「平成27年度私立専修学校等管理運営費補助金に係る額の確定について」  
(平成28年4月18日付け決定学事第159号)
- (4) 通知文「補助金の額の確定について(通知)」  
(平成28年4月18日付け学事第159号)
- (5) 決定書「平成28年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」  
(平成29年3月29日付け決定学事第1947号)
- (6) 補助指令文(平成29年3月29日付け学事第1947号指令)
- (7) 決定書「平成28年度私立専修学校等管理運営費補助金に係る額の確定について」  
(平成29年4月12日付け決定学事第77号)
- (8) 通知文「補助金の額の確定について(通知)」  
(平成29年4月12日付け学事第77号)
- (9) 指導検査項目及び内容(検査年月日平成28年3月9日(火))
- (10) 指導検査項目及び内容(検査年月日平成29年2月28日)
- (11) 決定書「平成27年度私立専修学校等管理運営費補助金に係る補助金の交付決定について」  
(平成28年3月4日付け決定学事第1534号)
- (12) 決定書「平成27年度私立専修学校等管理運営事業に係る補助金の額の確定について」  
(平成28年4月26日付け決定学事第254号)
- (13) 決定書「平成28年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」  
(平成29年3月17日付け決定学事第1865号)
- (14) 決定書「平成28年度私立専修学校等管理運営事業に係る補助金の額の確定について」  
(平成29年4月27日付け決定学事第224号)